

12__施設の表示の内容を記載した書類

12 施設の表示の内容を記載した書類

■提示資料の要点

- ・ 基準省令第2条第1項第1号に基づく施設の表示は、次のとおりである。
- ・ 05（13）表示の章にも関連情報あり。

産業廃棄物の最終処分場（管理型）				↑ 25 cm ↓
産業廃棄物の種類	①燃え殻、②汚泥、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦ ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴 って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ばいじん ⑬政令第2条第13号に規定する廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。③、⑨、⑪にあつては石綿含有産 業廃棄物を含む。			↑ 25 cm ↓
埋立処分の期間	令和■年●月 ～ 令和▲年●月			↑ 25 cm ↓
管理者名	公益財団法人 鳥取県環境管理事業 センター	連絡先	米子市淀江町小波*** 施設技術管理者：△△ △△ 0859-**-****	↑ 25 cm ↓
←50 cm→	←50 cm→	←25 cm→	←75 cm→	

※ 立札の材質は耐水性に優れ、強度が十分にあるものを採用する。

※ 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

13__設置場所の地番、地目等

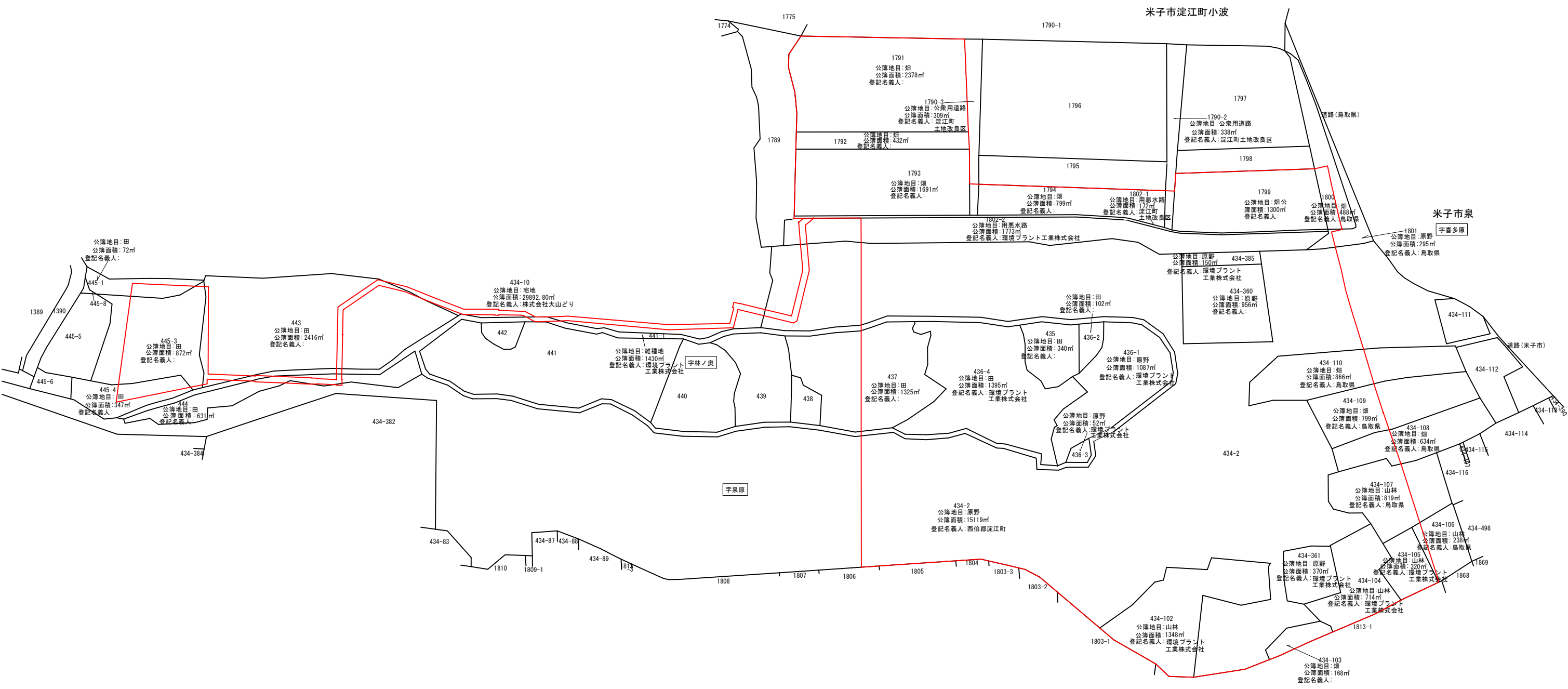
設置場所の地番、地目等

区分	地番	地目	公簿面積(m2)	権利者氏名	所有者住所			
処理施設	埋立地	米子市淀江町小波字泉原	434-102	山林	1348	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			434-103	畑	168			
			434-104	山林	714	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			434-105	山林	320	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			434-106	山林	238	鳥取県		
			434-107	山林	819	鳥取県		
			434-108	畑	634	鳥取県		
			434-109	畑	799	鳥取県		
			434-110	畑	866	鳥取県		
			434-2	原野	15119	西伯郡淀江町		
			434-360	原野	956			
			434-361	原野	370	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			434-385	原野	150	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			1801	原野	295	鳥取県		
			1802-1	用悪水路	172	淀江町土地改良区		
			1802-2	用悪水路	1773	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1	
			米子市淀江町小波字林ノ奥	435	田	340		
				437	田	1325		
				436-1	原野	1087	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1
				436-2	田	102		
				436-3	原野	52	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1
		436-4	田	1395	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1		
		441-1	雑種地	1430	環境プラント工業株式会社	鳥取県米子市高島130番地1		

区分		地番		地目	公簿面積(m2)	権利者氏名	所有者住所
処理施設	水処理施設	米子市淀江町小波字泉原	1791	畑	2378		
			1792	畑	432		
			1793	畑	1691		
付帯施設	防災調整池	米子市淀江町小波字林ノ奥	443	田	2416		
			444	田	631		
			445-1	田	72		
			445-3	田	872		
			445-4	田	347		
	進入路	米子市淀江町小波字泉原	1790-2	公衆用道路	338	淀江町土地改良区	
			1790-3	公衆用道路	309	淀江町土地改良区	
			1794	畑	799		
			1799	畑	1300		
			1800	畑	488	鳥取県	
接続水路	米子市淀江町小波字泉原	434-10	宅地	29892.8	株式会社大山どり	鳥取県米子市淀江町中間16番地2	
計					72437.8		

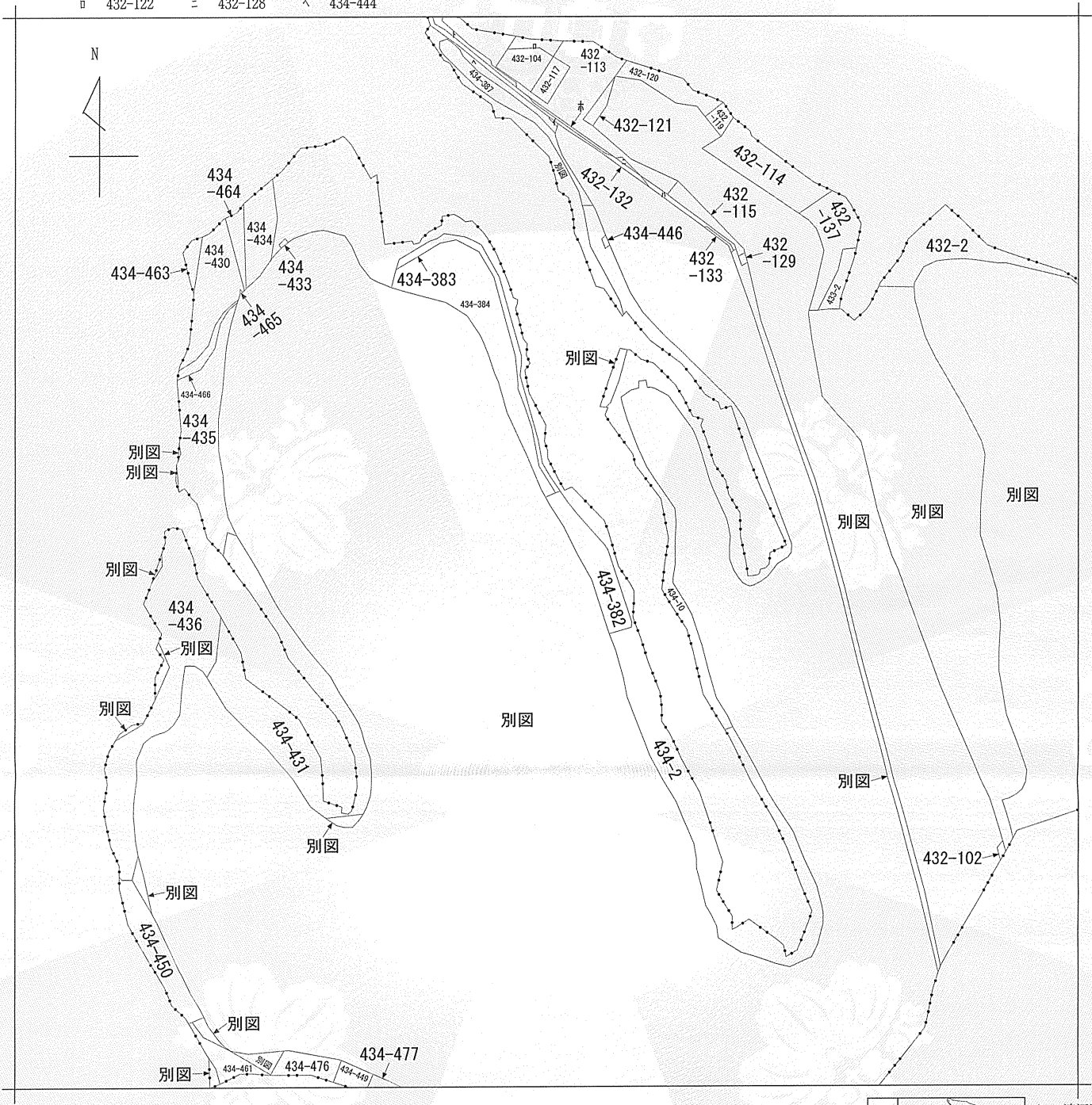


S=1:1500



14__不動産登記法第 14 条規定の
地図又は公図

イ 434-443 ハ 432-135 ホ 432-134 ト 432-127
 □ 432-122 ニ 432-128 ヘ 434-444



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 淀江町小波
B 淀江町小波

請求部	所在	米子市淀江町小波字泉原			地番	434番2		
出力縮尺	1/3000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

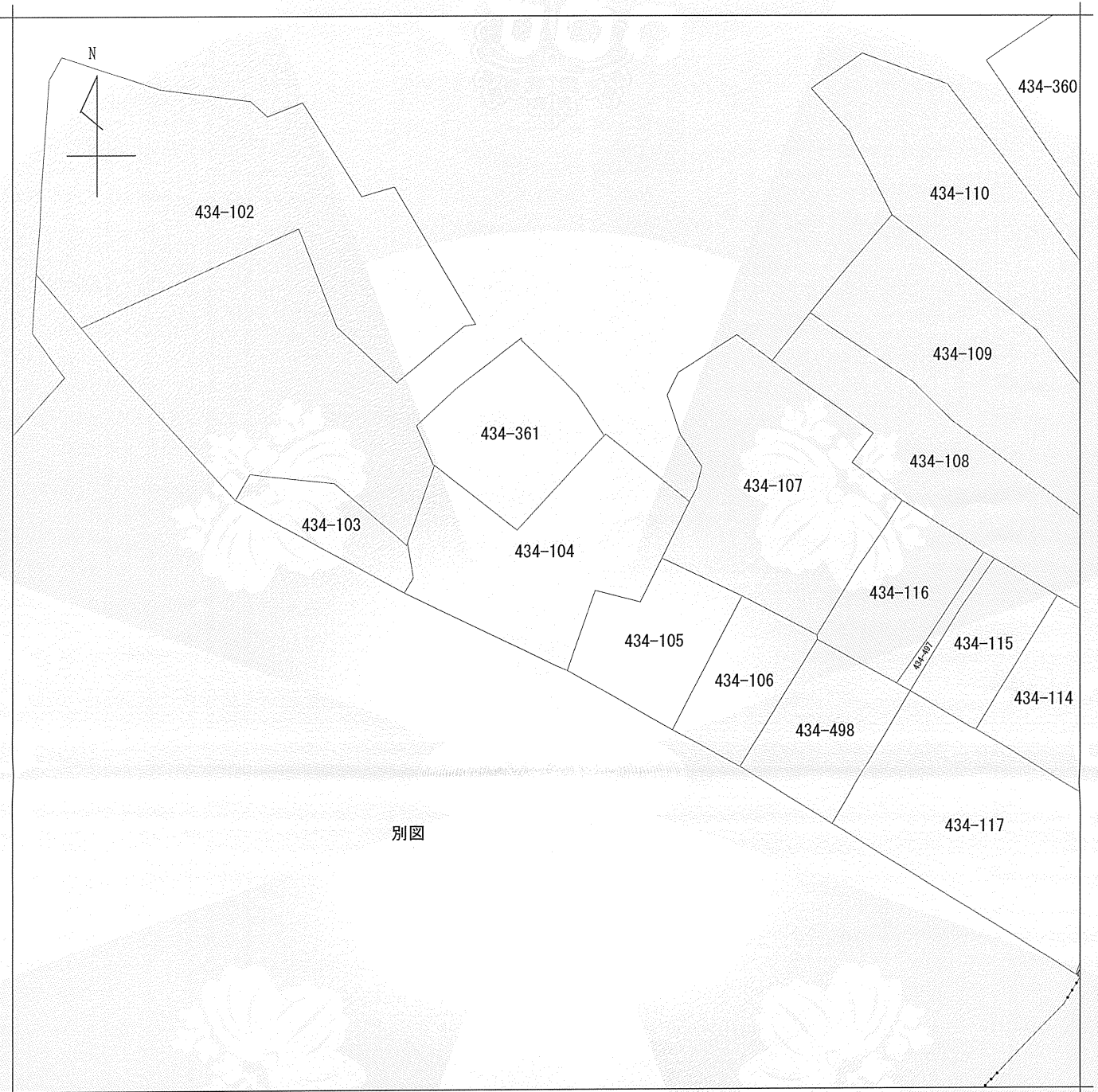
令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

請求番号：5-32
(1/1)

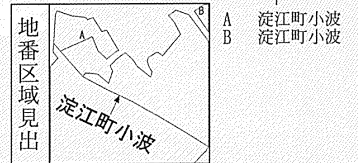
登記官

山崎恭宏





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

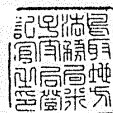


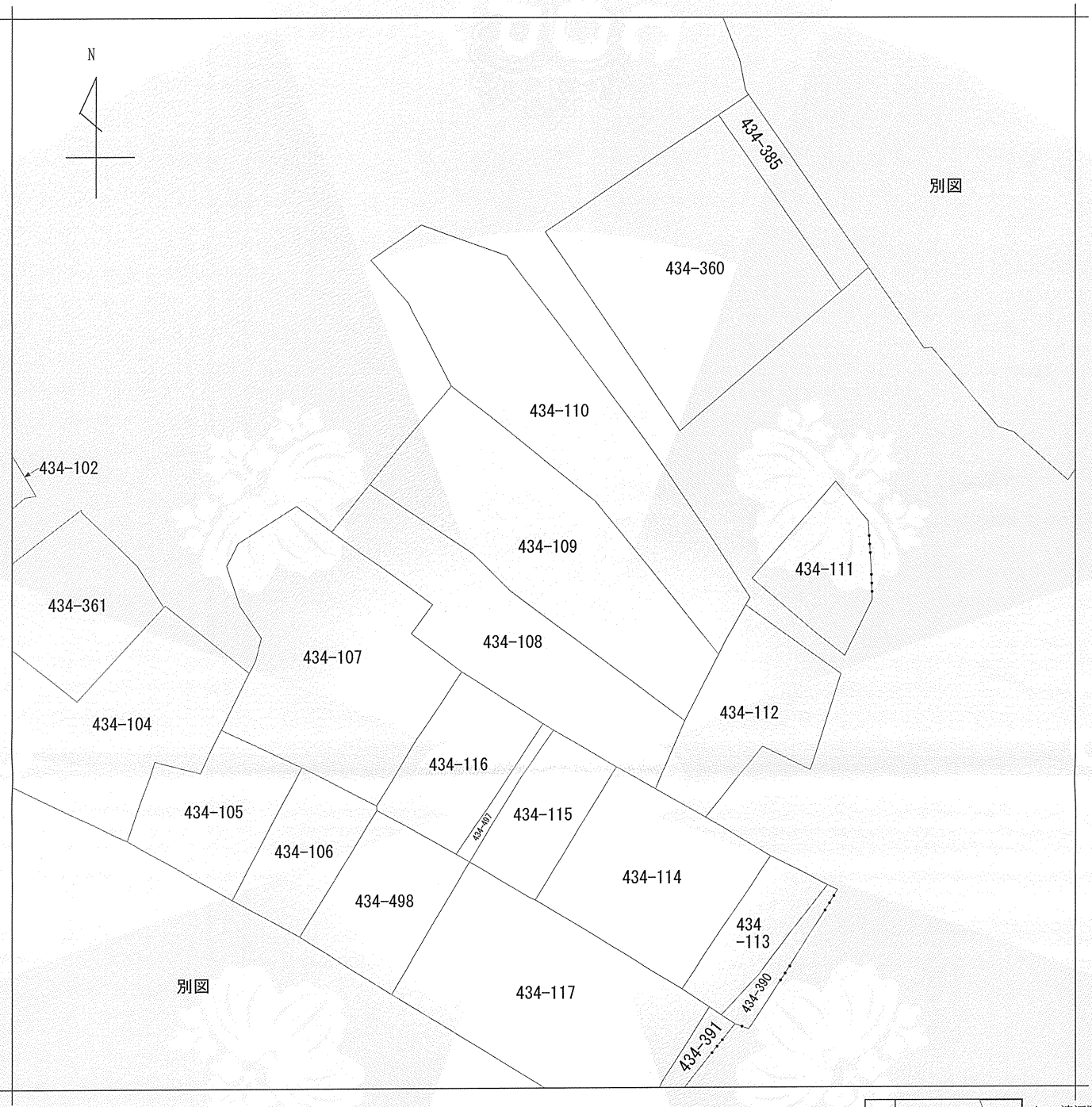
請求部	所在	米子市淀江町小波字泉原			地番	434番104		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

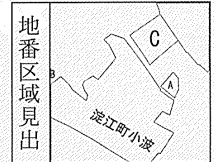
令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局
登記官

山崎恭宏





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 淀江町小波
B 淀江町小波
C 淀江町小波

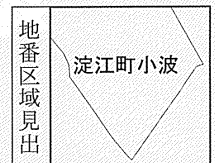
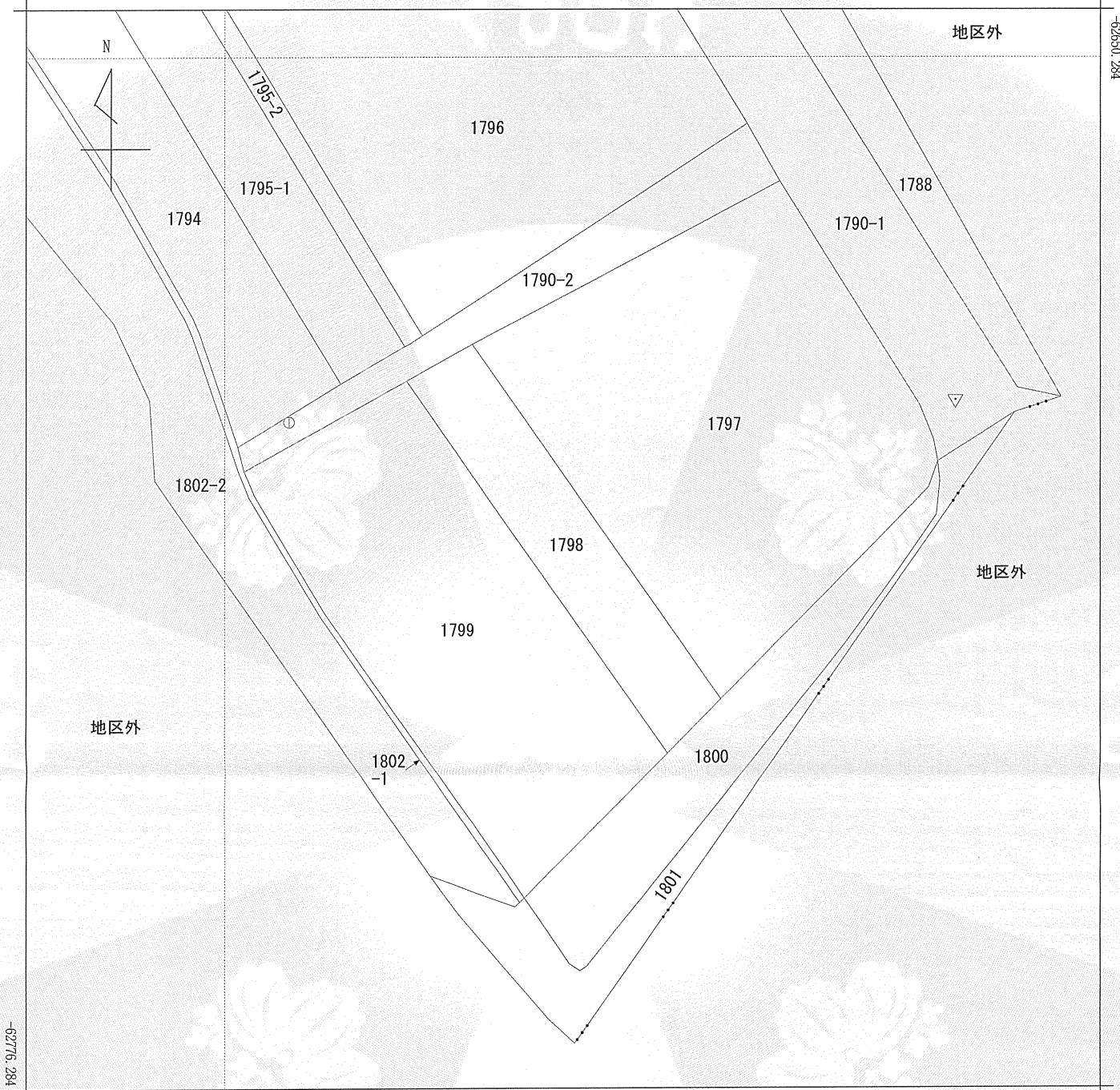
請求部	所在	米子市淀江町小波字泉原				地番	434番109			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局
登記官

山崎恭宏



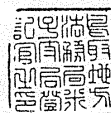


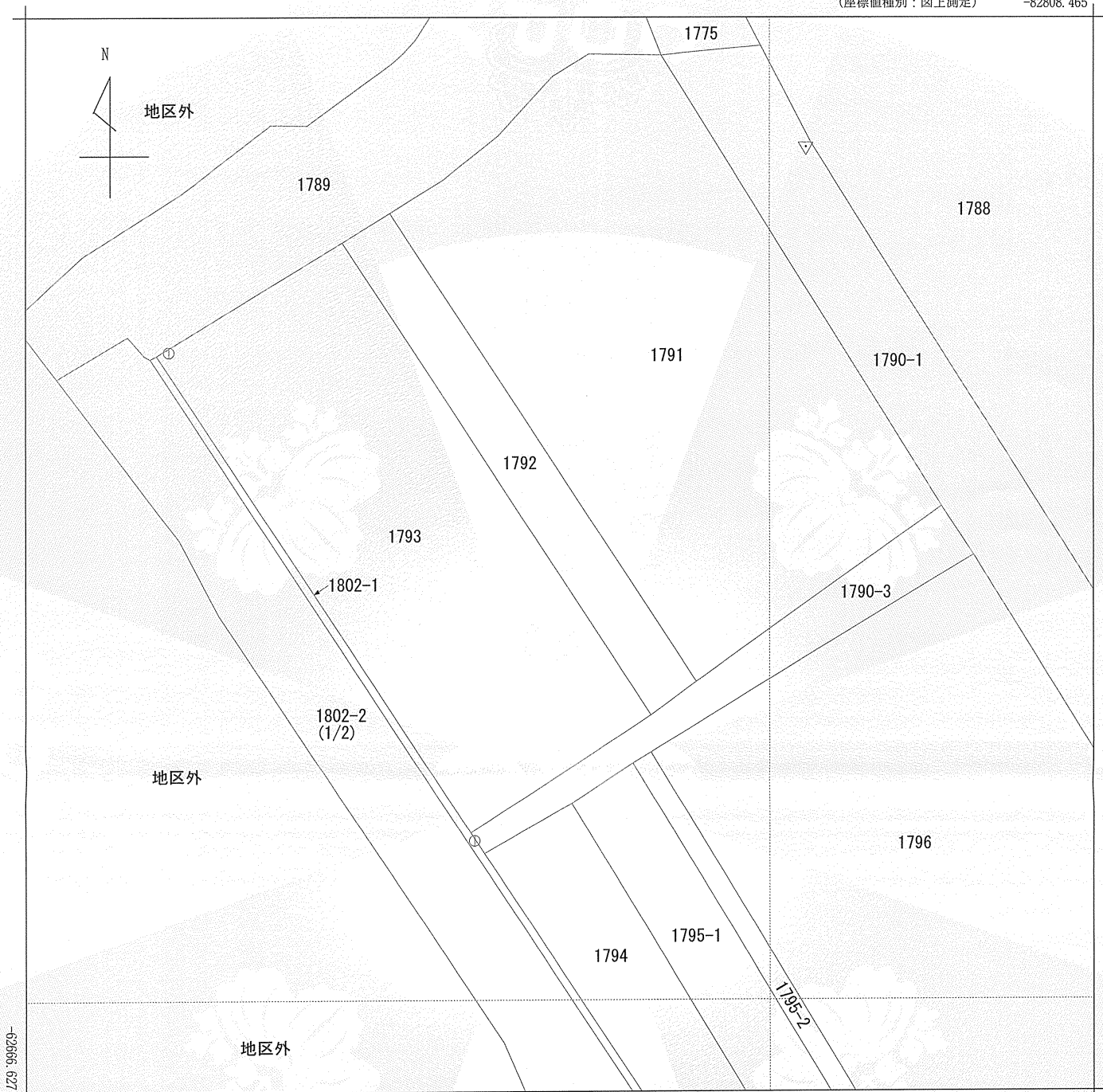
請求部	所在	米子市淀江町小波字泉原				地番	1798番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図	
作成年月日					備付年月日(原図)	平成12年7月12日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

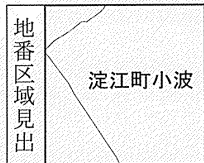
令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局
登記官

山崎恭宏





(座標値種別：図上測定)



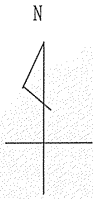
請求部	所在	米子市淀江町小波字泉原				地番	1802番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成12年7月12日		補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局
登記官

山崎恭宏





地区外

地区外

地番区域見出

淀江町小波

請求部分	所在	米子市淀江町小波字泉原				地番	1802番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図	
作成年月日					備付年月日(原図)	平成12年7月12日		補記事項		

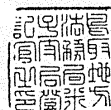
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

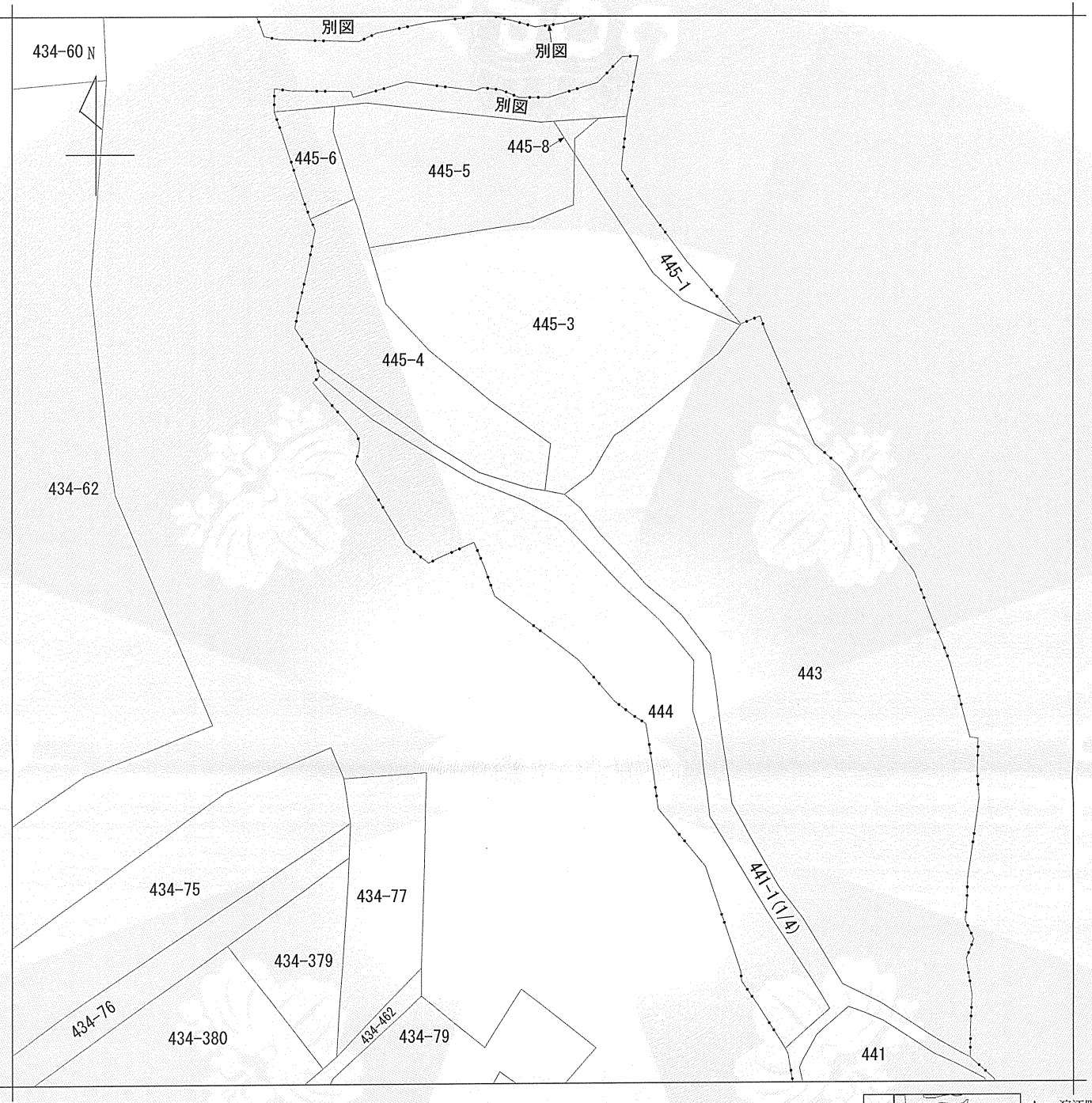
令和6年5月22日

鳥取地方方法務局米子支局

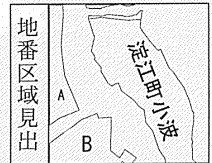
登記官

山崎恭宏





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



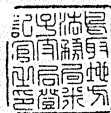
A 淀江町小波
B 淀江町小波

請求部	所在	米子市淀江町小波字林ノ奥			地番	441番1		
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

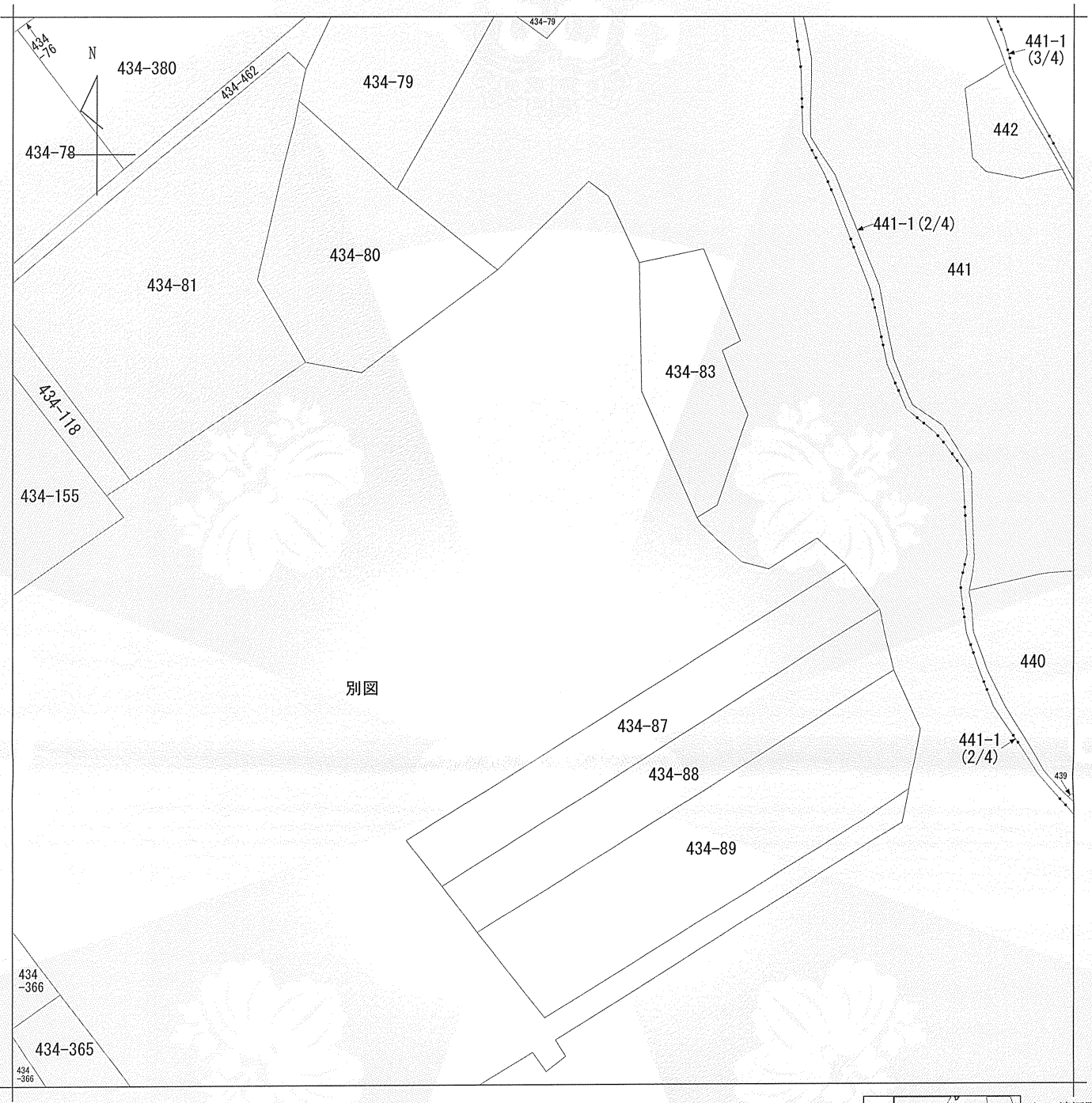
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局
登記官

山崎恭宏



請求番号：5-38
(1/4)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



- A 淀江町小波
- B 淀江町小波
- C 淀江町小波
- D 淀江町小波
- E 淀江町小波

請求部	所在	米子市淀江町小波字林ノ奥			地番	441番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

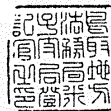
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

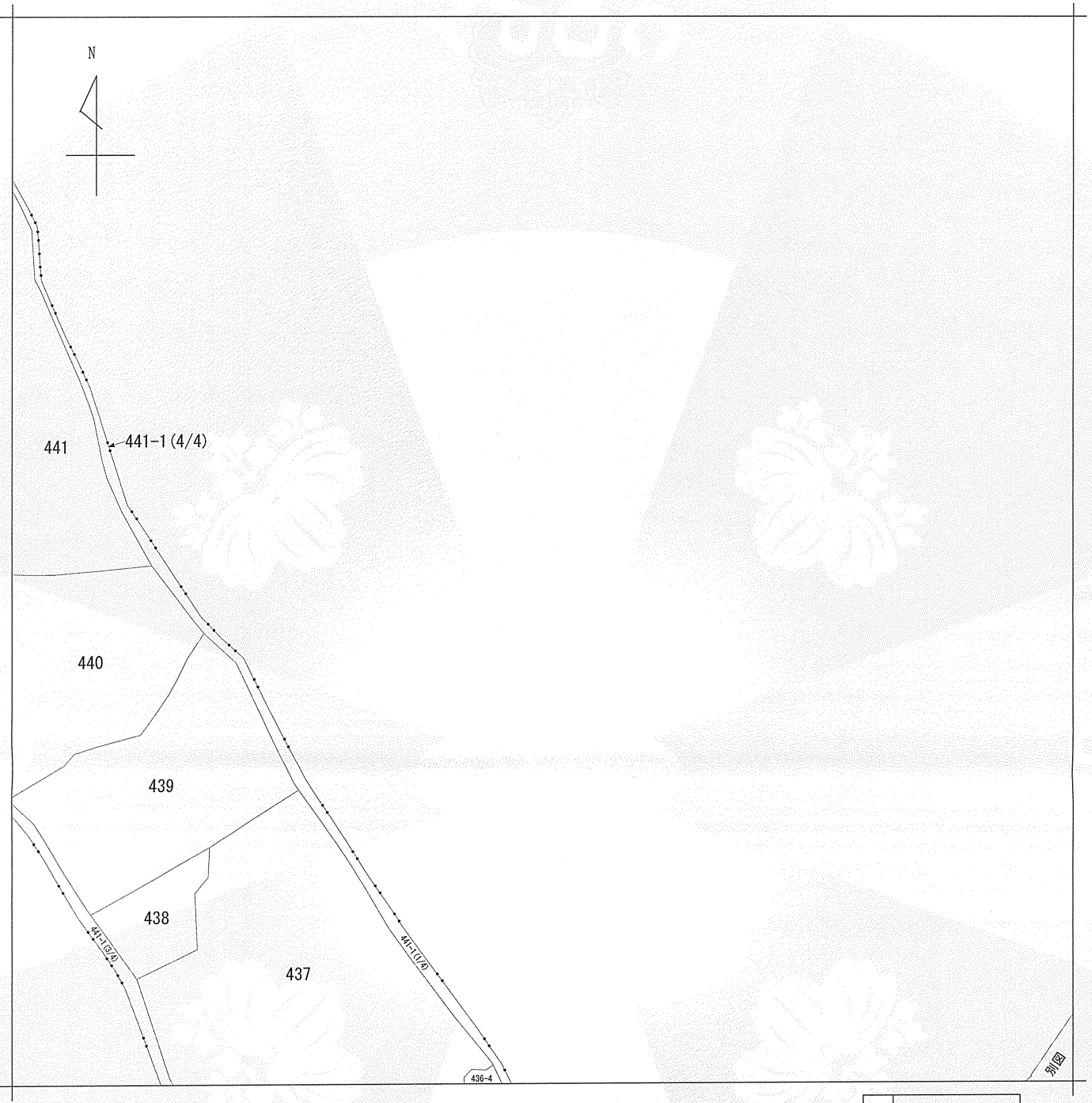
令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

請求番号：5-38
(2/4)

登記官

山崎恭宏





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

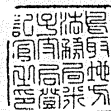


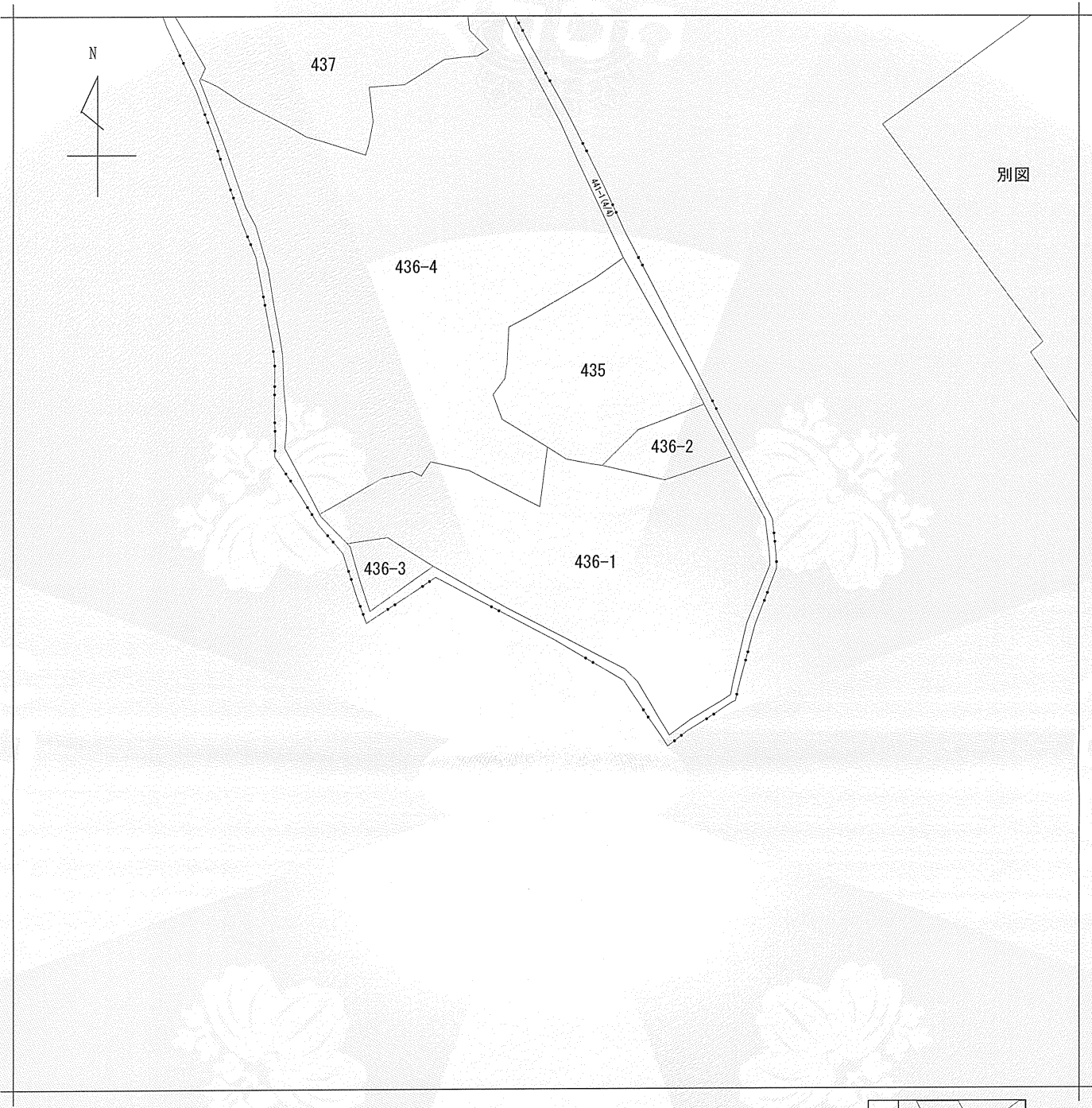
請求部	所在	米子市淀江町小波字林ノ奥				地番	441番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

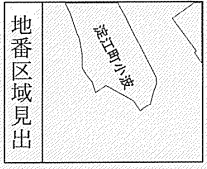
令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局
登記官

山崎恭宏





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	米子市淀江町小波字林ノ奥				地番	441番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局
登記官

山崎恭宏



15__土地、建屋の登記事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120791
地図番号	703-16-14	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番2	原野	71852		余白	
余白	余白	38760		③434番2、434番387ないし434番389に分筆 〔昭和48年7月31日〕	
余白	余白	37776		③434番2、434番395ないし434番401に分筆 〔昭和57年4月12日〕	
余白	余白	15119		③434番2、434番430、434番431、434番432、434番433、434番434、434番435、434番436に分筆 〔平成4年10月9日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和31年3月31日 第307号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (1/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120799
地図番号	703-16-14	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ² 原因及びその日付〔登記の日付〕		
434番10	畑	181	余白		
余白	宅地	181	00	②③昭和48年1月25日地目変更 〔昭和48年4月3日〕	
余白	余白	30683	02	③434番3、434番17、434番44、 434番45、434番386、434番388を合筆 〔昭和48年8月6日〕	
余白	余白	29902	60	③434番10、434番392、434番393に分筆 〔昭和57年4月12日〕	
余白	余白	29892	80	③434番10、434番446に分筆 〔平成6年2月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和48年8月6日 第3124号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成22年11月17日 第18261号	

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和58年4月22日 第9697号	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-2

整理番号 D38402 - (2/10)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>2</u>	<u>根抵当権設定</u>	<u>昭和60年6月4日</u> <u>第11482号</u>	
<u>3</u>	<u>根抵当権設定</u>	<u>平成12年8月14日</u> <u>第18459号</u>	
	余白	余白	
4	2番根抵当権抹消	平成20年11月19日 第16687号	
5	1番根抵当権抹消	平成20年11月19日 第16691号	
6	3番根抵当権抹消	平成20年11月19日 第16708号	
<u>7</u>	<u>抵当権設定仮登記</u>	<u>平成20年11月19日</u> <u>第16715号</u>	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	余白抹消	余白抹消	
8	根抵当権設定	平成22年12月9日 第19247号	
付記1号	8番根抵当権移転	平成25年7月19日 第10720号	
付記2号	8番根抵当権変更	平成25年7月19日 第10721号	
9	7番仮登記抹消	平成23年12月2日 第17100号	
10	8番根抵当権抹消	平成30年6月11日 第7745号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年5月22日

鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-4

整理番号 D38402 (2/10)

3/3



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120880
地図番号	703-16-6	筆界特定	[余白]		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			[余白]	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番102	畑	1348		[余白]	
[余白]	山林	[余白]		②昭和35年月日不詳変更 〔平成7年7月25日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成7年8月1日 第14923号	
	[余白]	[余白]	
2	所有権移転	平成18年1月24日 第1009号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (3/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120881
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番103	畑	168		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和25年2月15日 第150号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成16年5月12日 第8459号	
3	所有権移転	平成18年2月27日 第3257号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものである。権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (4/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120882
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番104	畑	714		余白	
余白	山林	余白		②昭和35年月日不詳変更 〔平成7年7月25日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成7年8月1日 第14923号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成18年1月24日 第1009号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-7

整理番号 D38402 (5/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120883
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番105	畑	320		余白	
余白	山林	余白		②昭和38年月日不詳変更 〔平成5年12月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年5月15日 第12241号	
2	所有権移転	平成10年11月5日 第27464号	
	余白	余白	
3	所有権移転	平成30年10月18日 第13616号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものである。権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (6/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120884
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番106	畑	238		余白	
余白	山林	余白		②昭和35年月日不詳変更 〔平成7年7月25日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成7年8月1日 第14923号	
2	所有権移転	平成12年10月10日 第22577号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (7/10)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120885
地図番号	703-16-6	筆界特定	[余白]		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原	[余白]			
	米子市淀江町小波字泉原	平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番107	畑	819		[余白]	
[余白]	山林	[余白]		②昭和38年月日不詳変更 〔平成5年12月10日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成5年12月20日 第24046号	
2	所有権移転	平成12年10月10日 第22577号	
	[余白]	[余白]	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (8/10)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120886
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番108	畑	634		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和25年2月15日 第150号	
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成10年7月24日 第18391号	
2	所有権移転	平成10年7月24日 第18392号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (9/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120887
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番109	畑	799		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成9年11月11日 第24086号	
2	所有権移転	平成10年8月10日 第19892号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38402 (10/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120888
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番110	畑	866		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和25年2月15日 第150号	
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成10年7月24日 第18391号	
2	所有権移転	平成10年7月24日 第18392号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (1/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121132
地図番号	703-16-3	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番360	原野	1107		余白	
余白	余白	956		③434番360、434番385に分筆 〔昭和47年12月15日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年12月15日 第3388号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成18年2月23日 第3024号	
3	所有権移転	平成18年2月23日 第3026号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (2/10)



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121133
地図番号	703-16-6	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番361	原野	370		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成7年8月1日 第14923号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成18年1月24日 第1009号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (3/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121156
地図番号	703-16-3	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番385	原野	150		434番360から分筆 〔昭和47年12月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年12月15日 第3390号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成14年3月26日 第6833号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (4/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000741251
地図番号	P14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1790番2	公衆用道路	338		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
所有者					



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-17

整理番号 D38404 (5/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000741252
地図番号	J54-3、54-4	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1790番3	公衆用道路	309		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
所有者					



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (6/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120743
地図番号	J54-3、54-4	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
432番92	畑	995		余白	
1791番	畑	2378		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 432番54 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年12月10日 第24190号	
2	土地改良法の換地処分による所有権登記	平成12年6月14日 第13817号	
	余白	余白	
3	所有権移転	令和4年6月21日 第7419号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (7/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120989
地図番号	J54-3	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番217	畑	565		余白	
1792番	畑	432		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和25年2月15日 第150号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成19年6月27日 第9720号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-20

整理番号 D38404 (8/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120815
地図番号	J54-3	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番28	畑	1838		余白	
1793番	畑	1691		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年11月11日 第2711号	
2	所有権移転	平成11年12月9日 第31893号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-21

整理番号 D38404 (9/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120879
地図番号	J54-3、P14-1、 14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番101	畑	614		余白	
1794番	畑	799		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 他の換地 平岡986番 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和62年6月30日 第14885号	
2	条件付所有権移転仮登記	平成11年1月18日 第1301号	
	所有権移転	平成11年11月9日 第28572号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38404 (10/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120828
地図番号	P14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番41	畑	479		余白	
1799番	畑	1300		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 434番36 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年11月11日 第27905号	
2	土地改良法の換地処分による所有権登記	平成12年6月14日 第13817号	
	余白	余白	
3	条件付所有権移転仮登記	平成13年7月2日 第13906号	
	所有権移転	平成13年10月1日 第20954号	



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-23

整理番号 D38405 (1/10) 1/2

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15の24 整理番号 D38405 (1/10) 2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000120825
地図番号	P14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
434番38	畑	495		余白	
1800番	畑	488		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 434番227 平岡454番3 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成5年3月23日 第6193号	
2	土地改良法の換地処分による所有権登記	平成12年6月14日 第13817号	
3	所有権移転	平成12年10月10日 第22577号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日

鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38405 (2/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000135935
地図番号	P14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字平岡字上向山			余白	
	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
455番4	山林	1682		余白	
1801番	原野	295		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 他の換地 1891番 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成5年1月20日 第1125号	
2	所有権移転	平成12年10月10日 第22577号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-26

整理番号 D38405 (3/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000741253
地図番号	J54-3、P14-1、 14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原			余白	
	米子市淀江町小波字泉原			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1802番1	用悪水路	172		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
所有者					



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38405 (4/10)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000741254
地図番号	J54-3、P14-1、 14-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字泉原		余白		
	米子市淀江町小波字泉原		平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1802番2	用悪水路	1773		平成12年6月14日土地改良法による換地処分 〔平成12年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
所有者					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成13年4月25日 第9113号	
2	所有権移転	平成14年3月1日 第4402号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日

鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-28

整理番号 D38405 (5/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121225
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
435番	田	340		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年10月5日 第2062号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成22年2月10日 第3398号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものである。権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-29

整理番号 D38405 (8/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121230
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
437番	田	1325		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年10月5日 第2062号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成22年2月10日 第3398号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38405 (9/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121226
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
436番1	田	1087		余白	
余白	原野	余白		②昭和38年月日不詳変更 〔昭和63年4月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年12月25日 第26781号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-31

整理番号 D38405 (10/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121227
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
436番2	田	102		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年10月5日 第2062号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成22年2月10日 第3398号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38406 - (1/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121228
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
436番3	田	52		余白	
余白	原野	余白		②昭和38年月日不詳変更 〔昭和63年4月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年12月25日 第26781号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D38406 (2/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121229
地図番号	703-17-2	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
436番4	田	1395		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年5月20日 第12569号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-34

整理番号 D38406 (3/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121237
地図番号	703-17-1	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
443番	田	2416		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年9月5日 第19053号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成28年8月25日 第11350号	
3	共有者全員持分全部移転	平成28年12月28日 第18159号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-35

整理番号 D38406 (9/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121238
地図番号	703-17-1	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
444番	田	631		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年12月26日 第5143号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成27年2月2日 第1409号	
3	所有権移転	平成27年9月2日 第12083号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-36

整理番号 D38406 (10/10)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121235
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
441番1	雑種地	1430		不詳 〔平成6年8月22日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成6年8月30日 第18224号	
	余白	余白	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-37

整理番号 D38407 (1/7)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121239
地図番号	703-17-1	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
445番1	田	76		余白	
余白	余白	72		③445番1、445番7に分筆 〔昭和57年2月9日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年2月28日 第429号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成27年2月2日 第1409号	
3	所有権移転	平成28年8月25日 第11350号	
4	共有者全員持分全部移転	平成28年12月28日 第18159号	



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和 6 年 5 月 2 2 日
鳥取地方務局米子支局

登記官

山 崎 恭 宏



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15 - 39

整理番号 D38407 (2 / 7)

2 / 2

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121240
地図番号	703-17-1	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
445番3	田	872		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年10月15日 第3974号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成27年2月2日 第1409号	
3	所有権移転	平成27年9月2日 第12083号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日
鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-40

整理番号 D38407-(3/7)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000121241
地図番号	703-17-1	筆界特定	余白		
所在	西伯郡淀江町大字小波字林ノ奥			余白	
	米子市淀江町小波字林ノ奥			平成17年3月31日行政区画変更 平成17年4月11日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
445番4	田	347		余白	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年2月28日 第429号	
	余白	余白	
2	所有権移転	平成27年2月2日 第1409号	
3	所有権移転	平成27年9月2日 第12083号	



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年5月22日

鳥取地方法務局米子支局

登記官

山崎 恭 宏

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15-41

整理番号 D38407 (4/7)



1/1

16__施設、土地、建屋の使用承諾書



土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波 1802-2、434-385、436-1、436-3、436-4、441-1
434-102、434-104、434-105、434-361

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5 年 6 月 2 日

住所

米子市高島130番地1
環境プラント工業株式会社

氏名

代表取締役 河本 剛





土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5 年 6 月 2 日

住所

氏名



土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5年 6月 2日

住所

氏名



土地の使用にかかる承諾書

当改良区は、当改良区が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波 1790-2、1790-3、1802-1

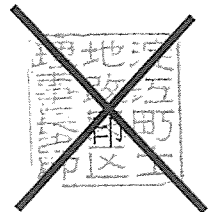
2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとする。

令和 5 年 6 月 19 日

住所 米子市博労町四丁目169番地1

氏名 淀江町土地改良区
理事長 高濱 健





土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5 年 6 月 8 日

住所

氏名



土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5年 9月 15日

(代 筆)

住所

氏名

(代筆者 /)

(住所)

(氏名)



土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

令和 5 年 6 月 22 日

住所

氏名



土地の使用にかかる承諾書

私は、私が所有する下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示

米子市淀江町小波 434-10

2 使用の条件

土地の提供にかかる条件等の詳細については、別途、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと協議して定めることとします。

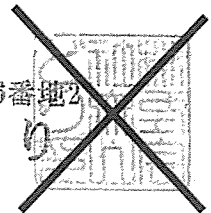
令和 5 年 5 月 3 日

住所

鳥取県米子市淀江町中間16番地2

氏名

株式会社 大山 どり



協議記録

(公財) 鳥取県環境管理事業センター

件名	鳥取県有地の使用に関する協議					
記録者	(公財) 鳥取県環境管理事業センター 業務課					
環境管理事業センター	理事長	事務局長	業務課			
米子県土整備局	局長	副局長	維持管理課長	参事	課長補佐	係長

要旨	淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請にあたり必要となる県有地(県道尾高淀江線の道路盛土法面等)の使用について、協議を行った。
----	--------------------------------------------------------------------

- 1日時・場所 令和6年1月18日(木) 9:30~10:00 米子県土整備局会議室
- 2相手方: 県 米子県土整備局維持管理課:
- 3センター: センター:
- 4内容

セ	<ul style="list-style-type: none"> 当センターは1月12日に処分場の事業計画にかかる変更届出書を県に提出したところ。今後、県に廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請を行う予定である。この申請にあたり、事業計画区域内にある県有地(米子県土整備局の所管)の使用承諾が必要となるため協議に伺った。 対象となる県有地は次のとおり。用地平面図と照らし合わせて確認をお願いする。 <table border="1" data-bbox="320 1220 1225 1601"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>地番</th> <th>所有者</th> <th>地目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1800</td> <td rowspan="7">鳥取県</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1801</td> <td>原野</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>434-110</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>434-109</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>434-108</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>434-107</td> <td>山林</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>434-106</td> <td>山林</td> </tr> </tbody> </table>	番号	地番	所有者	地目	①	1800	鳥取県	畑	②	1801	原野	③	434-110	畑	④	434-109	畑	⑤	434-108	畑	⑥	434-107	山林	⑦	434-106	山林
番号	地番	所有者	地目																								
①	1800	鳥取県	畑																								
②	1801		原野																								
③	434-110		畑																								
④	434-109		畑																								
⑤	434-108		畑																								
⑥	434-107		山林																								
⑦	434-106		山林																								
県	<ul style="list-style-type: none"> 県道尾高淀江線の道路盛土法面(道路区域)及び道路隣接地(道路区域外)である県有地については、センターの処分場の事業用地として使用することについて次のとおり対応させていただく。 <ol style="list-style-type: none"> 道路区域となっている県有地については、処分場の設置許可がされるのと同時に道路区域から除外した上で、処分場として使用することを認める。 また、道路区域以外の県有地についても、処分場として使用することを認める。 なお、米子市有地(米子市淀江町小波字泉原434-2)のうち、県道尾高淀江線の道路区域となっている範囲が存在するが、処分場の事業用地となる範囲については処分場の設置許可と同時に道路区域から除外する。処分場としての使用承諾については、米子市の判断による。 																										

淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可申請にあたり使用承諾が必要な県有地

番号	地番		所有者	地目
①	米子市淀江町小波字泉原	1800	鳥取県	畑
②		1801		原野
③		434-110		畑
④		434-109		畑
⑤		434-108		畑
⑥		434-107		山林
⑦		434-106		山林

用地平面図 S=1:1000

米子市淀江町小波

米子市淀江町小波

- 米子市有地
- 鳥取県有地
- 環境プラント・河本剛氏所有地
- 淀江町土地改良区所有地

- 産廃事業計画区域
- 道路区域
- 使用範囲

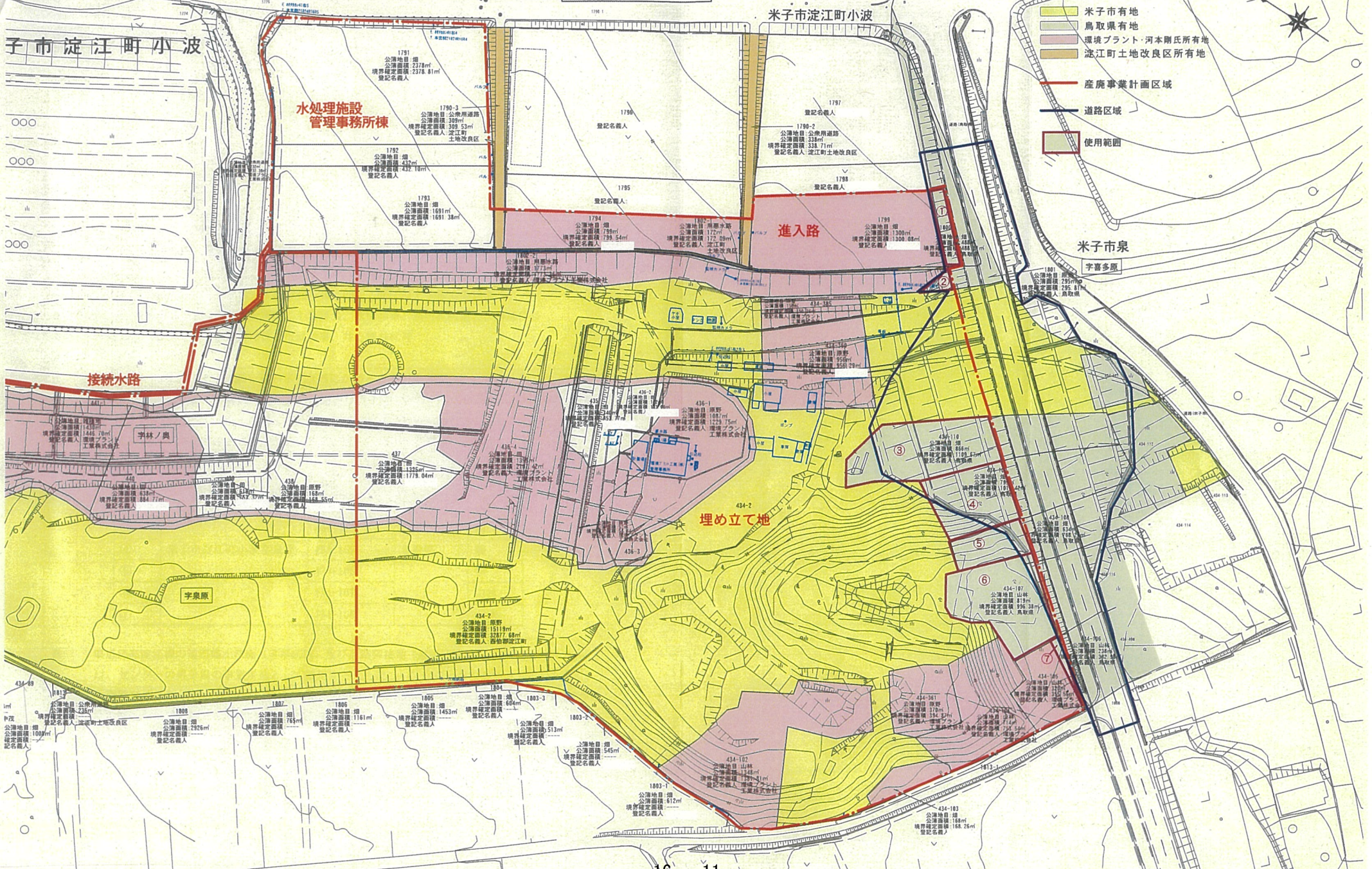
水処理施設
管理事務所棟

進入路

米子市泉
字喜多原

接続水路

埋め立て地





土地の使用にかかる承諾書

米子市は、市所有の下記1の土地について、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物管理型最終処分場の事業のために使用することを下記2の使用の条件を付して承諾します。

記

1 土地の表示など

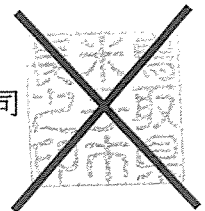
米子市淀江町小波 434-2 の一部 (別添図)

2 使用の条件

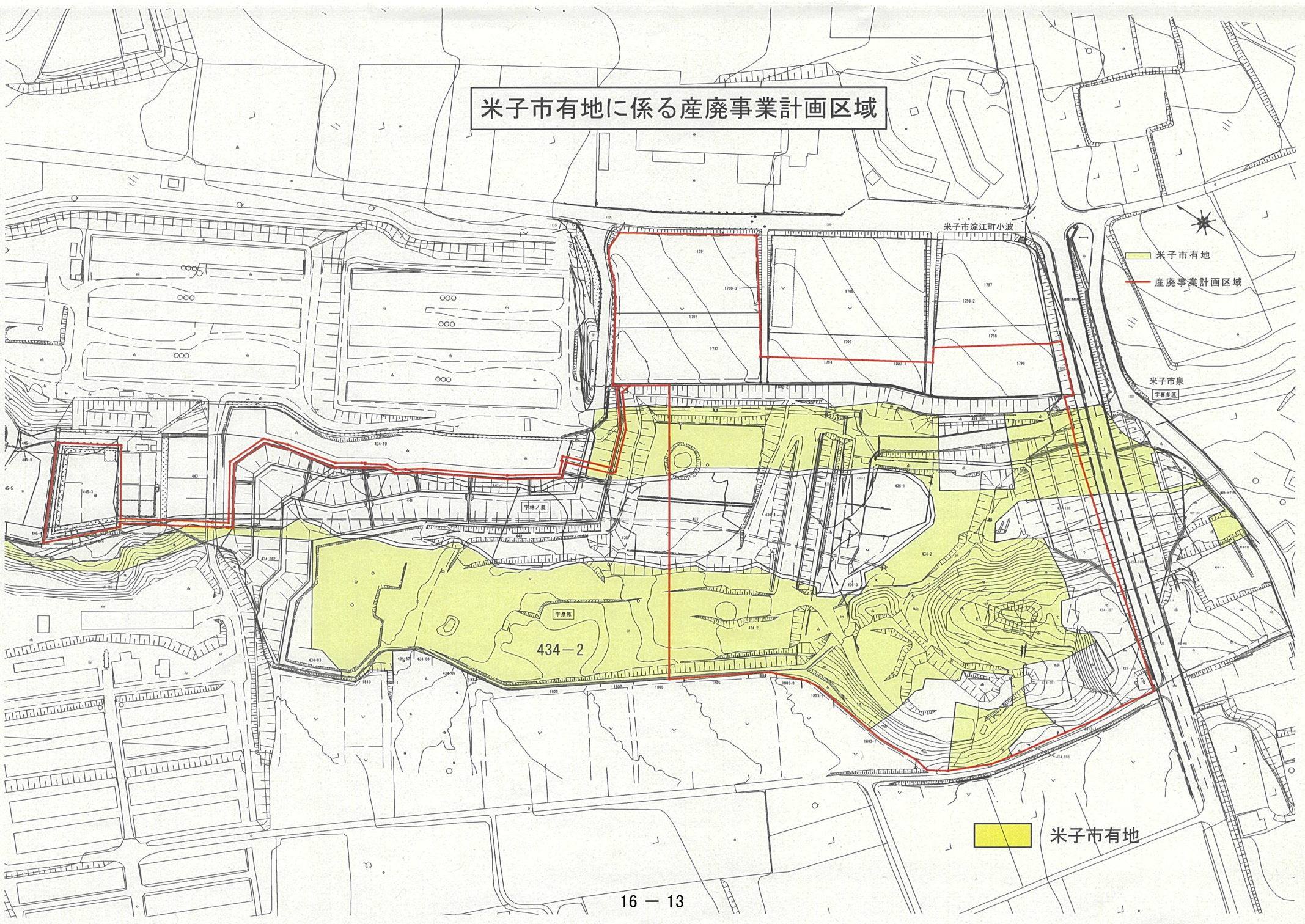
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条で定める設置許可手続きにおいて、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ、鳥取県知事の許可を受けること。
- (2) 貴センター及び鳥取県において、産業廃棄物管理型最終処分場の必要性及び安全性について住民理解が更に深まるよう努力が行われること。
- (3) 土地の使用にかかる条件等の詳細については、別途、米子市と公益財団法人鳥取県環境管理事業センターとが協議して定めること。

令和5年11月17日

米子市長 伊 木 隆 司



米子市有地に係る産廃事業計画区域



米子市有地
産廃事業計画区域

米子市有地

一般廃棄物最終処分場の施設の利用及び移設に関する覚書

環境プラント工業株式会社（以下「甲」という。）、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「乙」という。）及び鳥取県西部広域行政管理組合（以下「丙」という。）の三者は、一般廃棄物最終処分場の施設の一部を乙が利用及び移設することに関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、産業廃棄物管理型最終処分場の設置に当たり、隣接する甲の設置にかかる一般廃棄物最終処分場の施設の一部を乙が利用及び移設することに関し、三者の責務等を相互に確認し、施設の適正な利用に資することを目的とする。

（処分場）

第2条 本覚書において、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場とは、次のとおりとする。

（1）一般廃棄物最終処分場（以下「第2処分場」という。）

設置者 環境プラント工業株式会社

所在地 米子市淀江町小波字林ノ奥 441 番地ほか

（2）産業廃棄物管理型最終処分場（以下「産廃処分場」という。）

設置者 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

所在地 米子市淀江町小波字泉原 434-102 番地ほか

（施設の利用）

第3条 甲は、産廃処分場の設置に当たり、乙が第2処分場の施設を利用することについて、丙の承認を得た上で、これを認めるものとする。

2 前項の規定により利用を認める施設（構築物）は、次のとおりとする。

（1）産廃処分場に隣接する堰堤

（2）防災調整池

（3）水路

（4）地下水集排水施設

3 甲は、第1項の規定により施設の利用を認める場合には、次の条件を付すものとする。

- (1) 第2処分場の適正な運営に支障を生じない範囲で施設を使用すること。
- (2) 第2処分場の堰堤の利用に当たっては、乙の工事により第2処分場の堰堤や遮水工に不具合が生じないように万全の対策を講じること。
- (3) 不具合が生じる恐れがあると認められる場合には、当該工事を一時中断し、速やかに必要な措置を講じること。
- (4) 施設を産廃処分場にかかる事業の目的以外に利用しないこと。

(施設の移設)

第4条 甲は、産廃処分場の設置に当たり、乙が第2処分場の施設を移設することについて、丙の承認を得た上で、これを認めるものとする。

2 産廃処分場の設置に当たり、移設の対象となる第2処分場の施設は、次のとおりとする。

- (1) 管理棟及び管理棟に付帯する工作物
- (2) 覆土置き場
- (3) 場内搬入道路

(費用の負担)

第5条 乙は、第3条第2項に定める施設の利用に関して必要な費用を負担するものとし、負担金額及び負担の方法については、甲、乙及び丙の三者の協議により、別途定める。

2 乙は、第4条第2項に定める施設の移設に関して、甲と協議の上で、乙の責任において必要な費用を負担するものとし、丙は、この費用について負担しない。

(責任及び補償等)

第6条 乙の工事及び第3条第2項に定める施設の利用に起因して、施設の不具合やその他の損害を生じさせた場合には、乙の責任として、甲及び丙が被った損害に対して、乙は必要な補償等を行うものとする。

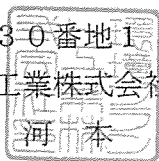
(疑義の解決)

第7条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙の三者が協議して解決するものとする。

この覚書を交わした証として、本覚書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 2月 6日

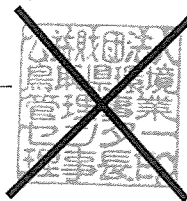
甲 米子市高島130番地1
環境プラント工業株式会社
代表取締役



剛



乙 米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター
理事長 岡本康宏



丙 米子市淀江町西原1129番地1
鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

